

学生の皆さんへ(研究活動における不正行為の防止について)

本学は、「北海道千歳リハビリテーション大学における研究活動の不正防止に関する基本方針」を定め、本学の使命である研究活動の推進にあたり、社会的信頼及び公正を確保するために、「北海道千歳リハビリテーション大学における研究活動上の不正行為に関する規程」により、教職員、学生、聴講生等の研究活動に携わるすべての構成員に係る不正行為の防止に努めています。

文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」では、「研究活動における不正行為」とは、研究者倫理に背馳(はいち:背き離れること)し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、正常な科学コミュニケーションを妨げる行為と定義され、具体的には、①得られたデータや結果の捏造。②改ざん。③他者の研究成果の盗用。④同じ研究結果の二重投稿。⑤不適正なオーサーシップなどが代表例です。なお、科学的に適切な方法により、正当に得られた研究成果が結果的に誤りであったとしても、それは不正行為には当たりません。

学生の皆さんも研究活動で悪質な不正行為を行った場合は、停学や退学処分など厳しく罰せられ、卒業不可や延期に限らず、奨学金の停止や廃止などにも繋がる可能性があるばかりか、指導教員に対しても管理監督責任が問われることとなります。

ウェブや書籍、他の論文からいわゆる「コピペ」をして出所を明記せず、自分の文章のようにして論文を作成する行為などは、明らかな著作権法違反で刑事罰の対象となる可能性があり、研究倫理に背く許されない行為と認識してください。

- ①捏造:存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- ②改ざん:研究資料、機器及び過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ③盗用:他の研究者のアイデア、分析方法、解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- ④二重投稿:他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- ⑤不適切なオーサーシップ:論文著作者が適正に公表されていないこと。

■研究活動における不正行為に関する申立て窓口

研究活動における不正行為に関する相談、申立てに応じます。

・学内 **監査室**

電話：(0123)28-5331(内線 116)

メール：kansashitsu@chitose-reha.ac.jp

住所：〒066-0055 千歳市里美2丁目10番地

・学外 [高橋・臼浦法律事務所](#)

申立てが悪意(被申立者を陥れるため、または被申立者が行う研究を妨害するためなど、専ら被申立人に何らかの損害を与えることや被申立者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。)に基づくものであると認定されたときは、氏名等を公表することがあることを了承願います。